

はしがき

ご存じのとおり、民法（相続法）がおよそ40年ぶりに改正され、令和元年7月1日から順次施行されています。本書は、この機に、改正相続法の内容を踏まえ、相続に関する重要書面である遺言書と遺産分割協議書の雑型集として作成したものです。

我が国での遺言作成率は、極めて低迷しています。「私はまだ死がない」とか「遺言を作ると死期が間近に迫っているかのように感じられる」などという気持ちもあるのでしょうか、遺言がないために相続争いが生じ、親族が不幸な紛争状態に陥るという場面も、弁護士として幾度となく目の当たりにしてきました。

遺言書は、一度作成しても、その内容を何度も変更することができます。相続人のためにも、遺言書は早期に作成されてもよいのではないかでしょうか。本書では、どのような方式で遺言書を作るべきなのか、自分の意向を死後に実現するためにどのように記載すればよいのかという点につき、書換例を可能な限り多く盛り込むことにより、柔軟に対応できるよう取り計らっています。

一方で、遺言書がなかった場合や、あったとしてもその内容を相続人全員の協議により変更しようとする場合には、遺産分割協議書が作成されます。円満な状態で遺産分割協議書を作成するのであれば話はまた別ですが、争った挙句に遺産分割協議書が作成されたような場合には、たとえその内容に誤りがあったとしても修正が不可能になる場合もあります。そのため、遺産分割協議書を作成する際には、のちに誤りとの指摘を受けないよう、可能な限り正確に作成する必要があります。この点、本書では遺産分割協議書についても書換例を多数用意しましたので、具体的な実情に応じて適切な書面を作成するのにご活用いただけるものと思います。

本書が遺言書・遺産分割協議書の作成の一助となること、それにより紛争予防が図られることを、祈念しています。

執筆担当一同

●本書の活用法●

子への相続にかかる遺言書

6

長男に全財産を相続させる

【遺産】自宅（土地、建物）、預貯金
【相続人】甲野松子（長女）、甲野一郎（長男）

遺 言 書

遺言者甲野太郎は、次のとおり、遺言をする。

- 1 遺言者の相続人は、長女・甲野松子（昭和〇年〇月〇日生、以下「松子」という。）および長男・甲野一郎（昭和〇年〇月〇日生、以下「一郎」という。）の2名である。
- 2 遺言者は、遺言者の有する一切の財産を、長男・一郎に相続させる。

Point
1

Point
2

令和〇年〇月〇日

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

遺言者 甲野 太郎

印

- Point**
1. 相続人を明確にします。
 2. 誰に、何を相続させるのかを記載します。

Point

遺言書・遺産分割協議書を作成するためのポイントを示しています。作成にあたっては、ここに挙げる内容をチェックしてみてください。

書換例掲載部分

「作成のテクニック」として、この部分の書換例を示しています。ご事情に沿った遺言書・遺産分割協議書を作成するために、適宜参照してください。たとえばこの項では、こんな例を掲載しています。

- 具体的な財産を明示する場合
- 長女に対して代償金を支払わせる場合
- 長男が遺言者と同時または先に死亡した場合に備える場合

その他の役立つ条項

さまざまな事案に対応できるよう、書換えにとどまらない発展的な内容を取り上げて、記載例を示しています。たとえばこの項では、こんな例が掲載されています。

- 持戻し免除の意思表示を行う
- 遺留分を侵害する内容の場合に紛争回避のための手当を行う
- 遺言執行者を指定する
- 祭祀承継者を指定する
- 付言事項を記載する

目 次

第1編 遺 言 書

第1部 遺言書作成の基本事項

■ 遺言が役立つ場面	4
■ 遺言に関わる民法改正	5
■ 法定相続人	11
■ 法定相続分	14
■ 遺言能力	18
■ 遺言の方式	19
■ 遺言の効力	31
■ 遺言の保管	32
■ 遺言書の検認	34
■ 遺言の執行	35
■ 遺言の撤回	36
■ 「遺留分の侵害」との関係	37
■ 遺 贈	39
■ 遺言事項	41

第2部 遺言書作成のテクニック

配偶者および子への相続にかかる遺言書

① 妻に多くの財産を相続させる	54
② 長男に多く相続させ、その代わりに妻と同居してもらう	64

③ 長男に多くの財産を相続させ、認知症の妻の介護を任せる	74
④ 先妻との間の子に学費を援助したため、 後妻との間の子に多く相続させる	84
⑤ 現在の妻に先妻との間の子の養育を託す	90

子への相続にかかる遺言書

⑥ 長男に全財産を相続させる	98
⑦ 自分の世話をしてくれた長男に多く相続させる	104
⑧ 多額の援助をした子には相続させず、 ほかの子に全財産を相続させる	112
⑨ 自分を虐待した長男を相続人から廃除する	118
⑩ 未成年後見人を指定する	124

配偶者および兄弟姉妹への相続にかかる遺言書

⑪ 兄弟には相続させず、妻に全財産を相続させる	130
⑫ 妻に法定相続分よりも多くの財産を相続させる	134
⑬ 別居している妻ではなく、世話になった弟に全財産を相続させる	140

内縁の妻への遺贈にかかる遺言書

⑭ 別居中の妻子に相続させず、内縁の妻に多くの財産を渡す	146
⑮ 内縁の妻と、認知していない子に多くに財産を渡す	154

その他の親族への遺贈にかかる遺言書

⑯ 長男の死後も世話をしてくれた長男の妻に財産を渡す	162
----------------------------	-----

⑯ 孫に多くの財産を残す	170
⑰ 孫が一定の年齢に達した時に遺贈する	176
⑲ 将来、姪が結婚したら財産を渡す	184
㉑ 娘に不動産を渡し、その代わりに妻の生活の面倒をみてもらう	190

親族以外の者への贈与にかかる遺言書

㉒ 障害のある子の世話をすることを条件に知人に財産を渡す	196
㉓ 妻が先に死亡したときは、世話になった知人に財産を譲る	202

事業承継にかかる遺言書

㉔ 中小企業の後継者に、事業承継のために会社株式を遺贈する	208
㉕ 娘に飲食店を継がせるが、 廃業時には土地建物を息子に返してもらう	216
㉖ 事業の継続のため、遺産の分割を禁止する	224

認知と相続にかかる遺言書

㉗ 子を認知し、認知した子に財産を相続させる	230
------------------------	-----

債務、責任の承継にかかる遺言書

㉘ 債務を特定の1人に承継させる	236
㉙ 共同相続人間の担保責任について減免・加重する	240

寄付にかかる遺言書

㉚ 遺産を寄付する	244
㉛ 遺産を拠出して一般財団法人を設立する	248

信託にかかる遺言書

- ④ 障害を持つ子の生活に必要な資金の手当を信託で行う 252

その他の事項の定め

- ③ 相続分の指定を第三者に委託する 262
③ 遺産の分割方法の指定を第三者に委託する 266
④ 遺言執行者を指定する 268
⑤ 祭祀主宰者を指定する 276
③ 生命保険金の受取人を指定する 280
⑦ 葬儀等についての希望を伝える 284
⑧ ペットを託す 288
⑨ パソコン内のデータの削除等を依頼する 292
⑩ 付言事項として、特別受益を考慮したことを記載する 296
① 相続人を廃除する 300
② 遺留分侵害額請求をしないよう求める 304

目的物の特定

- ③ さまざまな目的物を特定する 308

遺言の撤回・変更

- ④ 遺言を撤回する 320

第2編 遺産分割協議書

第1部 遺産分割協議書作成の基本事項

■ 遺産分割とは	328
■ 遺産分割協議書の作成(押印)	329
■ 相続法改正と遺産分割の関係	332
■ 相続・遺産分割	340
■ 遺産の範囲	353
■ 遺産の評価	358
■ 相続分の確定	361
■ 遺産分割の方法	364
■ 遺言との関係	366
■ 遺産分割後の手続き	370
■ 遺産分割協議の瑕疵	374
■ 遺産分割の瑕疵を主張する方法	380

第2部 遺産分割協議書作成のテクニック

相続人にかかる記載

① 代襲相続人がいる場合	384
② 養子がいる場合	390
③ 非嫡出子がいる場合	394
④ 相続放棄を行った者がいる場合	398
⑤ 未成年者がいる場合	402

目 次

⑥ 行方がわからない者がいる場合	408
⑦ 生死がわからない者がいる場合	414
⑧ 成年後見人を選任する場合	422
⑨ 外国居住者がいる場合	426
⑩ 一堂に会して協議書を作成することが困難な場合	430
⑪ 多くの特別受益を受けている者がいる場合	434
⑫ 遺産分割前に相続人が亡くなった場合	438

遺産分割にかかる記載

⑬ 不動産を遺産分割する場合	444
⑭ 動産を遺産分割する場合	452
⑮ 現金を遺産分割する場合	460
⑯ 預貯金を遺産分割する場合	466
⑰ 貸付金債権を遺産分割する場合	474
⑱ 有価証券を遺産分割する場合	480
⑲ 知的財産権を遺産分割する場合	486
⑳ 貸借権を遺産分割する場合	494
㉑ 損害賠償請求権を遺産分割する場合	502
㉒ 負債を遺産分割する場合	508

その他の事項

㉓ 遺産収益の帰属について取り決めた場合	514
㉔ 葬儀費用の負担について取り決めた場合	520
㉕ 祭祀承継者を決定した場合	524
㉖ 寄与分に配慮して遺産分割を行った場合	530
㉗ 持戻し免除の意思表示があったとして遺産分割協議を行った場合	536

㉙ 生命保険金について取り決めた場合	542
㉚ 遺産の名義が実際と異なる場合	548
㉛ 一部分割をする場合	554
㉜ 代償分割する場合	560
㉝ 遺産の換価をする場合	568
㉞ 配偶者居住権について取り決める場合	574
㉟ 配偶者短期居住権に基づき住んでいた自宅を明け渡す場合	582
㉠ 分割前に処分された財産について取り決める場合	588

第 1 編

遺 言 書



第1部

遺言書作成の基本事項

遺言が役立つ場面

遺言は、亡くなる前の意向を、自身が亡くなったあとに実現するためのものです。

民法は、ある人が亡くなった時にその人の遺産を、誰が（相続人の範囲）、どのような割合で相続するか（各相続人の相続割合）を定めています。しかし、これに従うと、たとえば「妻の今後の生活のために財産をもっと残してやりたい」、「家にほとんど寄りつかなかった姉娘と献身的に介護してくれた妹娘の相続分が同じなのでは、妹娘がかわいそうだ」など、被相続人の意向に沿わない点が出てくることもあります。民法上は相続人とならない内縁の妻や認知していない子ども、老後の世話をしてくれている人などに財産を渡したいというケースもあるでしょう。逆に、民法上の相続人でも「あいつには財産を渡したくない」ということもあります。

また、相続をした場合には、原則としてすべての財産が、法定相続分に従った割合で共有される状態になります。もちろん、相続人同士で話し合い、法定相続分に従って誰がどの財産を相続するかをスムーズに決めることができれば問題はありませんが、複数の相続人が「土地建物をもらいたい」と言ったり、相続財産が不動産の場合に「自分は現金が欲しい」という人が出てきたりして、争いになることもあります。

これらの問題は、遺留分の定めに反しない範囲で、遺言によって「誰が、何を、どれだけ相続するか」を明確に定めておくことで解決することができます。遺言により、自身が亡くなったあとに自身の意向を相続に反映させたり、相続をめぐる紛争を防いだりすることができるのです。遺言で、子どもを認知する、ある相続人の相続資格を剥奪する（廃除する）といったことも可能です。

遺言に関する民法改正

平成 30 年 7 月、相続法制の見直しを内容とする民法改正がなされ、これに伴って「法務局における遺言書の保管等に関する法律」（平成 30 年法律 73 号。以下「遺言書保管法」という）が制定されて自筆遺言証書の保管制度が新設されました。今回の改正事項中、遺言に関する重要事項について、簡単に解説しておきましょう（[■]遺産分割に関する改正については第 2 編を参照）。

■ 「配偶者居住権」の新設（施行日：令和 2 年 4 月 1 日）

▶ 「配偶者居住権」とは

配偶者居住権（民法 1028 条 - 1036 条）は、被相続人の配偶者が、終身または一定期間、無償で居住建物に継続して住み続けられる権利です。配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合に、遺産分割や遺贈もしくは家庭裁判所の審判により配偶者居住権を取得するものとされれば、配偶者は、この配偶者居住権を取得します（ただし、その不動産が配偶者以外の第三者との共有であった場合は除かれます）。

従来は、たとえば被相続人の財産が不動産と現金で、相続人として配偶者と子がいた場合に、配偶者の住む場所を確保するために配偶者に不動産を相続させても、現金を相続させることができなければ生活をしていくためのお金がなく、心配が残りました。この点、法改正により配偶者に配偶者居住権と現金の一部を相続させができるようになり、配偶者は、住む場所を確保しつつ生活費も確保できることになりました（この場合、子は、配偶者居住権の負担がついた不動産所有権と、現金

の一部を相続します)。

▶遺言書作成の際の留意点・ポイント

配偶者居住権は遺贈や死因贈与により与えることもできますので、遺言書を作成するにあたり、「配偶者居住権を遺贈する」という選択肢も検討できることになります。実務的には、配偶者居住権を遺贈等する場合、その価値がどのように評価されるかという問題があります。

なお、民法 1028 条の条文を形式的に読めば、「配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき」(1 項 2 号) に配偶者居住権を取得するものとされており、「相続させる遺言」の場合が含まれていません。「配偶者に配偶者居住権を相続させる」旨が遺言書に記載されていた場合でも解釈によって救済される余地はありますが、このような記載は避けるほうが無難です。

②「配偶者短期居住権」の新設(施行日:令和2年4月1日)

配偶者短期居住権（民法 1037 条 – 1041 条）は、居住建物の所有権の帰趨が決まるまでの間、被相続人の配偶者が一定期間、無償で居住建物を使用することができる権利です。配偶者は、相続開始時に被相続人の所有建物に無償で居住していれば、この配偶者短期居住権を取得します。ただし、配偶者が配偶者居住権を取得したときや欠格または廃除により相続権を失ったときは、これを認める理由がないので、配偶者短期居住権も生じません（民法 1037 条 1 項ただし書）。

配偶者短期居住権の期間については、①居住建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産の分割をすべき場合には、遺産の分割により居住建物の帰属が確定した日または相続開始の時から 6 か月を経過する日のいずれか遅い日、②それ以外の場合には、配偶者短期居住権消滅の申入れ（民法 1037 条 3 項）の日から 6 か月を経過する日と、限定されています。

③ 持戻し免除の意思表示の推定（施行日：令和元年7月1日）

▶ 「特別受益」と「持戻し」「持戻し免除」

共同相続人の中に被相続人から財産的な援助（特別受益）を受けていた人がいる場合、その援助額は、本来であれば当該相続人の相続分から差し引かれます。

たとえば、同順位の相続人であるAとBがいて、被相続人の遺産は200万円の現金のみであるものの、Aは被相続人が亡くなる直前に100万円の贈与を受けていたとします。この場合、Aが受けた贈与（特別受益）をいったん遺産に戻し（これを「持戻し」といいます）、300万円（= 200万円 + 100万円）をA・Bで半分ずつ分けるという扱いをします。するとA・Bはそれぞれ150万円の分配を受けることになりますが、Aはすでに100万円を得ているわけですから、遺産の相続処理としては、Aが50万円、Bが150万円を受け取ることになります。

しかし、このような処理が被相続人の意向に沿わないこともあります。その場合、被相続人は「特別受益の持戻しはしなくてよい（持戻しを免除する）」という意思を遺言等により示すことができ、これを「持戻し免除の意思表示」といいます。これにより、遺留分を害さない範囲内で、その人の相続分から特別受益に当たる贈与等を差し引かせないことができます。

▶ 改正の趣旨

長く連れ添った夫婦において、相手に居住用不動産を贈与または遺贈するという場合には、それまでの貢献に報いるとともに老後の生活保障を厚くする趣旨で行われるのが通常です。被相続人は、「配偶者に現在の家にそのまま住んでほしい。これに加えて遺産を使って、老後の生活をしてほしい」と考えていて、「不動産をもらうのだから、相続分はその分、減らすべき」などとは思っていないことが多いでしょう。

しかし、従前は、「持戻し免除」という特別な意思を表示しない限りは、不動産をもらった配偶者はその分、相続分を減らされるという取扱

いでした。この不都合を解消するために規定されたのが、「持戻し免除の意思表示の推定」です（民法 903 条 4 項）。

▶改正の内容

平成 30 年の民法改正により、婚姻期間が 20 年以上の夫婦について、配偶者の相続分をそれまでの制度よりも手厚く保護する規定が置かれました（民法 903 条 4 項）。すなわち、婚姻期間が 20 年以上である夫婦の一方が他の一方に対し、その居住の用に供する建物またはその敷地（配偶者居住権を含む）について遺贈または贈与をしたときは、持戻し免除の意思表示があったものと推定されます。

つまり、持戻し免除の意思表示がなくても、意思表示があったものとして取り扱われることになったのです。これにより、従前は意思表示がない限りは「不動産をもらうのだから、その分、相続分は減らす」と処理されていたのが、「今の家にそのまま住んで、遺産を使って老後の生活をしてほしい」という被相続人の意向に沿った処理がなされるということです。

なお、この推定の対象となるのは配偶者に対して居住用不動産や配偶者居住権が遺贈・贈与された場合に限られ、他の遺産の遺贈・贈与については含まれませんので、注意が必要です。

▶遺言書作成の際の留意点・ポイント

実務的には、この改正によって、「居住用不動産や配偶者居住権については、持戻し免除についてわざわざ遺言に書かなくてよい」ということになります。

ただし、民法 903 条 4 項の条文を形式的に読めば、「その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは」とされており、「相続させる遺言」の場合が含まれていません。当該居住用不動産を「配偶者に相続させる」という旨が遺言に記載されていた場合でも解釈によって救済される（特別受益の持戻しの意思が推定される）余地はありますが、確実に推定を及ぼしたいのであれば、「相続」ではなく「遺贈」または「贈与」として遺言を残すようにしましょう。

また、「居住用不動産でなければ適用されない」ところ、たとえば遺言を書いた時に住んでいた家から引っ越しということもあります。念のために持戻し免除の意思表示をしておくことが無難ともいえ、このあたりが検討事項となるでしょう。

4 自筆証書遺言の方式の緩和(施行日:平成31年1月13日)

従前は、自筆証書遺言につき、目録も含め全文を自書することが求められていました。その負担が重いことから、改正により、自筆証書遺言に添付する財産目録に限り自書を要しないこととなり、パソコンで目録を作成する、目録代わりに通帳や不動産登記事項証明書のコピーを添付する、といったことが可能となりました。

この場合、偽造や変造を防止するため、各ページ（自書でない記載が両面にある場合は両面）に遺言者の自署および押印を行います。

5 自筆証書遺言の保管制度の創設(施行日:令和2年7月10日)

▶制度の概要

新たに「法務局における遺言書の保管等に関する法律」（遺言書保管法）が制定され、自筆証書遺言を法務局で保管する制度が創設されました。これにより、遺言書が発見されない、遺言書が隠匿変造されるといったトラブルを防ぐことが可能となります。

自筆証書遺言を作成した者は、法務局に遺言書の原本の保管をゆだねることができます。この申請は、自筆証書遺言を作成した遺言者本人が自ら法務局に出向いて行わなければなりません（遺言書保管法4条6項）。

なお、この自筆証書遺言の保管制度を用いた場合は、検認が不要となります（遺言書保管法11条）。

▶保管された遺言書の取扱い

申請先となる法務局は、遺言者の住所地または本籍地、もしくは遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する法務局です。保管されるのは、封をしていない自筆証書遺言に限られます。

保管の申請を受けた法務事務官（遺言書保管官）は、当該遺言が法の定める自筆証書遺言の方式（民法 968 条）に適合しているか、形式面（日付が記載されているか、署名押印があるか、自筆で書かれているか等）のみを審査します。適合していれば、遺言書保管所の施設内において保管されるとともに、遺言書にかかる情報を磁気ディスク等に画像情報化して管理されます。

遺言者の死亡後、相続人や受遺者などは、自身が関係する遺言書に関しては、遺言書が保管されているかを調べたり、遺言書の写しの交付請求を行ったり、遺言書の閲覧請求をしたりすることができます。これらは「遺言者の死後に限られる」という点がポイントです（遺言書保管法 9 条）。

交付または閲覧をさせた遺言書保管官は、当該遺言書を保管している旨をすみやかに相続人等に通知することとされています。

●著者略歴●

横張清威（弁護士・公認会計士）

平成 13 年、司法試験合格。平成 24 年、公認会計士試験合格。平成 30 年、弁護士法人 L & A 設立。M&A、契約書、労働問題、会計税務などに精通し、弁護士・公認会計士の立場を通じて、一部上場企業をはじめとして多数の企業に法的アドバイスを提供している。著書・講演等多数。

大菅 剛（弁護士）

平成 9 年立教大学法学部卒業、平成 16 年司法試験合格。平成 18 年弁護士登録。平成 24 年みらい総合法律事務所パートナー就任。企業法務、交通事故事件、不動産事件、建築紛争、フランチャイズ事件、創業支援、労働問題、債権回収事件、相続事件、離婚事件等を扱う。著書、セミナー等多数。

吉岡裕貴（弁護士）

平成 15 年東京大学法学部卒業、平成 18 年弁護士登録、平成 25 年みらい総合法律事務所パートナー就任。不動産問題、労働問題、コンプライアンスを中心に、各種事件の解決に精力的に取り組んでいる。著書（共著）として、『応用自在！内容証明作成のテクニック』（日本法令）、『賃貸トラブル 交渉と解決法』（あさ出版）、『不動産賃貸トラブル Q & A』（不動産流通研究所）などがある。

小堀 優（弁護士）

平成 10 年、上智大学文学部史学科（日本近現代史専攻）卒業。平成 17 年、司法試験合格。平成 25 年、みらい総合法律事務所パートナー就任。コンプライアンス、会社法、不動産に精通し、企業のコンプライアンス委員や社外監査役を務める。また、丁寧かつ明快な講義には定評があり、講演活動や大学での講義にも力を入れている。

辻角智之（弁護士）

慶應義塾大学法学部法律学科卒業、平成 19 年弁護士登録、平成 23 年みらい総合法律事務所パートナー就任。企業の相談案件や訴訟案件に数多く携わり、企業のコンプライアンス、労働問題、不動産問題に精通し、社外役員を兼任する。テレビ出演、講演を行うほか、著書（共著）として『応用自在！内容証明のテクニック』（日本法令）、『Q & Aでわかる民事執行の実務』（日本法令）などがある。

正田光孝（弁護士）

平成 14 年、一橋大学法学部卒業。平成 18 年、司法試験合格。平成 20 年、みらい総合法律事務所入所。取扱分野は企業法務、一般民事事件、刑事事件など。著書（共著）に『事業再生－弁護士が教える 7 つの方法』、『交通事故訴訟における高次脳機能障害と損害賠償実務』、『交通事故訴訟における脊髄損傷と損害賠償実務』などがある。

田畠宏一（弁護士）

みらい総合法律事務所パートナー弁護士。平成 18 年、司法試験合格。平成 19 年、東京大学法学部卒業。企業法務、M&A、労働法、不動産案件得意とし、法人役員（社外監査役、監事）を務める。金融機関、宅建業協会、弁護士会、司法書士会、横浜市等での講演。著書として、本書シリーズのほか、『契約審査のベストプラクティス』（レクシスネクシス）、『知っておくと役に立つ！不動産賃貸トラブル Q & A』（不動産流通研究所）など。

西宮英彦（弁護士）

平成 11 年、慶應義塾大学法学部法律学科卒業。（株）三井住友銀行での勤務の後、平成 20 年、法政大学法科大学院修了。同年、司法試験合格。平成 22 年、みらい総合法律事務所入所。主に労働法務、事業再生・倒産、交通事故、家事事件（親族・相続）などを扱う。『内容証明作成のテクニック』（日本法令）、『ガイドブック民事保全の実務』（創耕舎）、『倒産手続選択ハンドブック』（ぎょうせい）など著書（共著）多数。